

## 令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）議事録

### 1 日時

令和4年5月30日（月）午後2時から午後5時まで

### 2 会場

国立オリンピック記念青少年総合センター

### 3 出席者

有吉委員、加藤委員、金子委員、小池（巳）委員、小林委員、佐々木委員、椎名委員、島野委員、中西委員、濱田委員、樋口委員（会長）、平井委員（副会長）、宮崎委員、宮田委員、山本委員

（欠席：稲葉委員、小池（木）委員、酒井委員、瀧田委員、鞠子委員）

### 4 議事

#### （1）審議

- ・令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）について
- ・令和5年度使用教科書採択資料（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

審議の一部は、3つの分科会に分かれて実施

第1分科会 国語、書写、音楽、図画工作、美術

第2分科会 社会、算数、数学、理科、英語

第3分科会 生活、保健体育、家庭、道徳

#### （2）答申

## 令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）

### 開会・会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【管理課長】 それでは、定刻となりましたので、会議を開始させていただきたいと存じます。

本日は御多用のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会進行等を行わせていただきます、この審議会の事務局を務めております教育庁指導部管理課長の川口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の皆様のお出席状況ですが、全体で20名の方々のうち、5名の委員から御欠席という連絡を頂戴しております、現在15名の御参加をいただいております。このため、審議会規則第6条で定められました、定数の半数以上という定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。

次に、前回御欠席されました委員の方々と、本日御出席いただいている方に自己紹介をお願いできればと思います。現職、お名前など、一言で結構でございます。自己紹介をよろしく願いいたします。

それでは、まず佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 皆様、こんにちは。昭島市教育委員会統括指導主事の佐々木です。どうぞよろしく願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。

続きまして島野委員、お願いいたします。

【島野委員】 皆様、こんにちは。文教大学附属小学校校長の島野歩でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。

中西委員、お願いいたします。

【中西委員】 皆さん、こんにちは。十文字学園女子大学の中西と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行を会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、議事に入らせていただく前に、会議の運営についてお諮りをいたします。事務局から会議の運営について、説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、御説明いたします。

東京都では情報公開の観点から、審議会の会議をできるだけ公開することが方針として示されており、本審議会につきましても、前回御案内しましたとおり、原則として公開で行うこととしてございます。

また会議の議事内容についても、原則として開示をさせていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載させていただきますので、御了承いただければと存じます。なお、第1回審議会の議事録及び本日の議事録につきましては、委員の皆様へ後日メール等で送付させていただきます。内容を御確認いただきまして、何か御意見等ございましたら、事務局までお知らせをいただければと存じます。

また、本日の会議につきまして、事前に一般の方へ傍聴の御案内をいたしまして、2名の申込みがございました。また、報道関係者につきましては教育行政研究会1名から取材の申込み、また冒頭の撮影の申込みがございました。つきましてはこれ以降の会議を公開とし、報道関係、傍聴の入室の可否につき御決定いただきますようお願い申し上げます。ムービー等の撮影は冒頭の2分間のみの頭撮りとなりますが、その他の取材及び傍聴は会議終了まで入室可能となっております。

なお、傍聴に当たりましては、傍聴者にお配りをしている審議会傍聴要領に従うよう、あらかじめお願いしております。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき、退場を命じる等の対応をとらせていただくことになります。会長には傍聴者の入室完了後、この旨を宣言していただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【会長】 では、ただ今の説明を受けまして、ここからの会議を公開とすることにいたしまして、御異議がなければ入室を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

————— (傍聴者入室) —————

【会長】 それでは、ただ今から第2回東京都教科用図書選定審議会を開会いたします。

議事に入ります前に申し上げます。本会議において「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴していただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応をとらせていただきますので、御留意ください。

続きまして、配付資料について事務局から確認をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、お手元に配付資料一覧をお配りしておりますので、それを御覧いただきながら御確認をしていただければと存じます。

まず議事次第、座席表、委員名簿、事務局職員の名簿。

さらに資料1としまして、教育委員会から審議会へ諮問いたしました4月21日付の諮問文の写し。

資料2として、第1回の会議で答申を頂きました採択方針に関する答申の写しがございます。

資料3は、この後、分科会に分かれて審議を行っていただく際の「分科会構成(案)」でございます。

資料4は、「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料(一般図書)(案)」。

資料5は、「令和5年度使用教科書採択について(教科書採択資料)(案)」でございます。

ただ今御紹介した資料のうち、資料4及び5の教科書調査研究資料及び採択資料につきましては、現段階では確定前のものがございますので、本日の会議におきましては委員の皆様方限りの配布とさせていただきます。このため、傍聴者及び報道関係者の方々にはお配りをしておりません。

本日の審議の経過を踏まえ、最終的にまとめました資料を、後日開催される予定であります東京都教育委員会定例会において公開の場で報告いたしますとともに、報告後には東京都教育委員会のホームページで公表させていただく予定でございますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

資料につきましては、以上でございます。

**【会長】** それでは、ここで東京都教育委員会から御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

**【指導部長】** 皆様、こんにちは。指導部長の小寺でございます。着座にて失礼いたします。

本日は御多用のところ、教科用図書選定審議会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。急に暑くなってまいりました。また、この土日に運動会等が行われた学校もあるというふうに承っております。もしかしたら、今日は振替休業日というような先生もいらっしゃるのかなと思っています。そうした中お集まりいただきまして、改めて感謝申し上げます。

本日は前回に引き続き、第2回目の会議となります。前回は教科書の採択方針について、御答申を頂きました。本日は2つの資料について御審議をいただきます。

1点目は、特別支援学校や特別支援学級で使用いたします学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書の調査研究資料についてでございます。

2点目は、令和5年度に都立の義務教育諸学校で使用いたします教科書の採択資料についてでございます。

これらの調査研究資料や採択資料の具体的な内容等につきましては、この後、担当から御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

## 議 事

### 【全体会①】

【会長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。まず、本審議会に対する諮問事項について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【管理課長】 それでは、御説明をさせていただきますが、今、指導部長からの御挨拶がありましたように、本日は大変暑くなっております。部屋の空調も入れてはおるのですが、かなり室内の温度も暑くなっておりますので、事務局の方もこのように軽装で臨ませていただいております。上着をお召しの方は適宜御調整いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず審議事項について御説明させていただきます。本審議会に対する諮問事項につきましては、第1回の審議会の際に一括してお願い申し上げたところでございますが、改めまして資料1の諮問文の写しを御覧いただければと存じます

本日の会議で御審議いただく内容に関する諮問事項ですけれども、諮問事項の2「教科書調査研究資料について」、及び諮問事項の3「令和5年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について」でございます。

資料2を御覧ください。第1回の審議会で、教科書の採択方針について御答申を頂いたところです。本日御審議いただきたい事項は2点でございます。

まず1点目、答申2（3）にあります「都立の義務教育諸学校で使用する教科書」について、令和5年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択する際の資料として、資料5のとおり作成してございます。分科会後の全体会で御審議をいただきます。

2点目、答申2（4）にございます「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書」について、資料4のとおり調査研究を行っております。こちらにつきまして、この後、分科会で御審議をいただきます。

委員の皆様におかれましては、これらの調査研究資料が採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助を行うための資料として適切であるかどうか、また採択資料が都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択するに当たっての資料として適切であるかどうかについて、御審議をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。それぞれ本日審議する教科書調査研究資料及び採択資料につきまして、概要の説明をいただきましたけれども、何か御質問がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）（案）」について、事務局から御説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、資料4の「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」の概要につきまして、御説明を申し上げます。こちらは学校教育法附則第9条第1項の規定により、特別支援学校（小学部・中学部）及び小中学校等の特別支援学級において、教科書として使用する絵本などの一般図書に関する調査研究資料でございます。

調査対象は各都立特別支援学校から推薦があった図書のほか、既存の調査研究資料に掲載された図書のうち絶版等により供給不能となったものがあることから、新たな図書を補充する必要がある教科について、各区市町村等における需要数が多い図書などを加えて候補図書といたしました。

なお、知的障害特別支援学校などで使用する一般図書は、児童・生徒の発達段階に応じて適切な図書を選ぶ必要があるため、小学部用、中学部用という分け方ではなく、教科ごとに3つの発達段階に区分をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、この調査研究資料が採択のための資料並びにほかの採択権者に対する指導、助言又は援助を行うための資料として適切であるかどうかということにつきまして、この後の分科会において御審議をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。ただ今御説明いただきました調査研究資料（案）につきまして、全体として何か御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと私から質問させていただきたいのですが、今の御説明の中で、この調査研究資料を分科会に分かれて検討、審議していただきたいということでした。その場でこの資料を我々が見ることができるようになっているのかということですが、

【管理課長】 それぞれこの後、分科会に分かれていただきまして、お部屋を御用意して

ございます。そこのお部屋では、今回調査をしました実際の資料、教科書として調査研究した図書も御用意しております。この資料と実際の実物の図書なども確認をしていただきながら、担当した職員が内容について御説明申し上げますので、その内容について御意見等も賜れればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 また後ほど御説明があるかと思えますけれども、各分科会で教科が分かれておりますが、なかなか全部の教科を見ることは難しいと思えますので、それぞれの御専門あるいは御興味のある分野を中心に御覧いただければいいのかなど、私はとしては思います。いかがでしょうか。

【管理課長】 今、会長からお話がありましたように、そういった皆様方の御専門等々を勘案しまして、分科会の構成（案）を検討してございますので、この後、御説明させていただきたいと存じます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいただきました調査研究資料について、全体として何か御質問等はよろしいでしょうか。

この後、分科会において具体的な御説明をしていただきますので、細かい点の御質問はそのときにまたお願いしたいと思っております。

それでは、分科会に分かれないと思えますが、事務局の御準備はよろしいでしょうか。

【管理課長】 それでは、分科会の構成について御説明をさせていただきます。お配りしました資料3を御覧いただければと思います。「分科会構成（案）」となっているものでございます。

分科会の審議は、構成（案）のとおり3つに分かれて行っていただきます。委員の皆様にはいずれか1つの分科会に入っていただき、審議をしていただきます。委員の方々の専門教科等を考慮しながら、学校関係者、教育委員会関係者、学識経験者のバランスが取れますよう分科会の構成（案）を作成いたしましたので、御了承いただければと思います。

所要時間はおおむね1時間を予定しております。

担当の指導主事が教科ごとに、知的障害の特性等を踏まえて調査研究した内容を御説明いたします。その後、質疑応答や委員の方々の間で意見交換を行っていただきまして、事務局で作成しました資料が採択に当たっての参考資料として適切かどうかについて御審議いただきますようお願いいたします。

分科会終了後は、またこの会場にお戻りをいただきまして、全体会の場において、分科会ごとに審議会委員の代表の方に、分科会における審議結果を御報告いただきたいと思います。

その内容につきましても、委員の方々の間でおまとめいただければと存じます。分科会の冒頭では、委員の方同士で御報告いただく発表者を決めていただくということをお願いいたします。

次に、傍聴の方に申し上げます。傍聴の方につきましては、申込みの際に御希望の分科会を伺った上で傍聴いただける分科会を決定し、その結果を事前にお伝えしております。決定された分科会以外の傍聴はできませんので、あらかじめ御注意をいただければと思います。

御説明は以上でございます。

【会長】 それでは、今、御案内をいただきましたけれども、特に何か御質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、事務局からの御案内をお願いいたします。

【管理課長】 分科会の会場ですが、第1分科会と第2分科は、この1つ下の3階になります。今こちらは4階ですが、1つ下の3階です。第3分科会はこの部屋と同じ、4階のフロアでございます。職員が御案内をいたしますので、委員の皆様にはそれぞれの分科会会場に御移動をお願いいたします。

恐れ入りますが、お手元の資料はお持ちいただければと思います。資料をお持ちで移動をお願いいたします。なお、手荷物につきましてはこちらの部屋に置いていただいても結構でございますが、貴重品だけそれぞれで管理をしていただければと思います。

分科会終了後の全体会は、午後4時から開始を予定しております。

傍聴、報道関係の方におかれましては、職員が順番でお声がけをしますので、今の席そのままお待ちください。それでは、よろしくをお願いいたします。

## 【分科会】

————— (分科会審議) —————

## 【全体会②】

【会長】 それでは、ただ今から全体の審議に戻らせていただきたいと思います。まず各分科会の御審議、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

審議の各分科会の報告を受けたいと思います。

第1分科会から御報告、よろしくお願ひしたいと思ひます。小池委員でよろしいでしょうか。

【小池巳世委員】 それでは、第1分科会の報告をいたします。第1分科会は国語、書写、

音楽、図画工作・美術について審議をいたしました。

国語につきましては、16点について説明を受けました。掲載予定の図書につきましては生活に身近なものが出ている、色ですとか感触、絵の大きさ、言葉が繰り返し出ている等、分かりやすい内容になっているということでした。また耐久性についても、紙の厚みですとか綴じ方についての説明がありました。

一方、掲載しない図書につきましては、生活になじみが薄いものがあったり、図書に実際の販売先が記載されている、それから人権感覚について不適切な表現がある等の説明がありました。

委員からの質問につきましては、最初の審議だったということもありまして、この審議対象に上げられる経緯について質問がありました。また意見としましては、対象年齢が書かれた図書がありまして、それについて配慮が必要ということは、全ての図書について資料に入れた方がよいのではないかという意見がありました。

審議の結果、国語につきましては掲載予定図書が12点、掲載しない図書が4点ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。

続きまして書写については、調査対象2点について説明を受けました。掲載予定図書としては指でなぞることができるようになっている、また見開き2ページの構成が分かりやすい、それから耐久性があるとの説明がありました。一方、掲載しない図書につきましては、知的障害のある児童・生徒にとっては書かれている内容の情報量が多い、また書き込みでの使用が難しい、それから不適切な絵がある等の説明がありました。

委員の意見としましては、ワークブック的なものは教科書としてふさわしくないのではないかという意見がありました。

審査の結果、書写につきましては掲載予定図書が1点、掲載しない図書が1点ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。

続きまして音楽については、2点について説明を受けました。2点とも中学校の学習指導要領に即しているため、知的障害がある児童・生徒については少し使用が難しいのではないかという説明がありました。

2点とも合唱曲を集めた曲集のような形になっていますので、委員からも教科書としてはふさわしくないという意見が出されました。

審議の結果、音楽につきましては掲載予定図書がゼロ、掲載しない図書が2点ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。

続きまして図画工作・美術につきましては、対象の2点について説明を受けました。掲載予

定の図書につきましては色ですとか形、素材が分かりやすく、仕掛けもあって、障害のある児童・生徒も興味をもちやすいということ。それから、鑑賞についての図書につきましては、鑑賞のポイントとか解説が分かりやすく載っているということがありました。どちらも耐久性があるという説明でした。

委員から、鑑賞用の図書に載っている解説は一般的な内容になっているのかどうかという質問があり、そこは大丈夫だというお返事をいただきました。全体的に資料は分かりやすくまとめられていて、掲載の可否も適切だということが出されました。一方で、最初の国語にもありましたが、図書の裏表紙等に対象年齢等が書かれていたりするものが結構ありましたので、それについては調査研究資料に掲載して配慮が必要だと、入れたほうが良いという意見になりました。

図画工作、美術につきましては掲載予定図書が2点、掲載しない図書がゼロということで、調査研究資料として適切と判断しました。以上です。

【会長】      ありがとうございました。

それでは、第2分科会の椎名委員、よろしく願いいたします。

【椎名委員】      第2分科会の報告をします。椎名です。第2分科会は社会、算数・数学、理科、英語について、審議いたしました。

社会については、調査対象3点について説明を受けました。構成、配列、表記・表現、製本、耐久性について、また取扱いについての丁寧な説明がありました。掲載しない図書については、キャラクターが使用する架空の道具と実在するものが同等に扱われているということで、読み手となる子供たちが混同するのではないかという説明がありました。

委員からの意見としては、B段階とされているものも活用の方法でCでも活用できるのではないか、例えばBでは教員が読むところをCでは調べ学習に活用できるのではないか、また掲載しない図書を学級文庫で活用することも可能ではないかという意見が出されました。

審議の結果、社会については掲載予定図書が1点、掲載しない図書が2点ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。

次は算数・数学についてです。調査対象は4点です。構成、配列、表記・表現、製本、耐久性、取扱いの方法について、丁寧な説明がありました。1度広げるともとに戻すのが難しい、弱視の方には見えにくい、見分けにくい、中学生以上で学ぶ内容が含まれる等の配慮が必要という説明がありました。

委員の方からは、いろいろな配慮事項については現場の指導、また場合や場面に応じて適切に使うことができるのではないかということが出されました。

審議の結果、算数・数学については掲載予定図書が4点、掲載しない図書がゼロ点ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。

次に理科についてです。調査対象1点について、説明を受けました。構成、配列、表記・表現、製本、耐久性、取扱いの方法について、内容の概要も含めて丁寧な説明がありました。

子供たちが直接手に触れたりできないものなので、図書として取り扱うことはとてもよいのではないかという意見。それから、国語の読み物として教材になるのではないかという意見が委員から出されました。

審議の結果、理科については掲載予定図書が1点、掲載しない図書がゼロ点ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。

最後、英語についてです。調査対象は3点です。3点について、構成、配列、表記・表現、製本、耐久性、取扱いについての丁寧な説明がありました。CDを取り扱う際には聴覚障害を持たれている方への配慮、それから、今回出された資料には「小学生の」という表記があり、そこでは取扱いの配慮が大変必要になってくるという説明がありました。

委員からは、文法の段階的指導への配慮は必要ですが、英語を使う場面を想定しながら学ぶことができる、指導する教員のスキルや専門性が問われる内容がある、英語に片仮名で読み方を振っていますが、調査報告としてしっかり記述されているので、各学校の指導方針や実情に合わせればよいという意見が出されました。

審議の結果、英語については掲載予定図書が3点、掲載しない図書がゼロ点ということで、調査研究資料として適切と判断いたしました。以上です。

【会長】 ありがとうございます。今、椎名委員から第2分科会を頂きました。

続きまして、第3分科会の山本委員、よろしく願いいたします。

【山本委員】 それでは、第3分科会の報告をします。第3分科会は生活、保健体育、家庭、道徳について審議しました。

生活については、調査対象3点について説明を受けました。掲載予定の図書につきましては内容についてやキャラクター設定が分かりやすく記載されていること、構成が分かりやすく、また字の大きさなどについても御説明がありました。掲載しない図書については、本の内容、構成が全盲の児童・生徒を対象としたものになっており、不適切であるという御説明がありました。

委員からの意見としましては、どのような配慮をすると文字が見やすくなるのかという質問が出ました。教員が音読をする際など、適宜工夫して読むことが必要であるという説明がありました。

審議の結果、生活については掲載予定図書が2点、掲載しない図書が1点ということで、調査研究資料として適切と判断しました。

続きまして、保健体育についてです。調査対象1点について、説明を受けました。説明に際しましては、内容や構成について高等部の生徒が対象であるという説明がありました。小学部・中学部の義務教育課程を対象とした本としては不適切であるという説明がありました。

委員からの意見としては、高等部の生徒対象では小・中学部には合わないという意見がありました。

審議の結果、保健体育については掲載予定図書がゼロ点、掲載しない図書が1点ということで、調査研究資料として適切と判断しました。

続きまして家庭については、調査対象2点について説明を受けました。掲載する図書につきましては写真などで示されていて、内容がとても分かりやすいなどの説明がありました。掲載しない図書については、高等部を卒業した後の自立の内容についての表記があるということで、不適切という意見がありました。

委員からの意見としましては、その他の内容に、道具の使い方について説明する必要があるとの意見がありました。

審議の結果、家庭については掲載予定図書が1点、掲載しない図書が1点ということで、調査研究資料として適切と判断しました。

最後に道徳については、調査対象3点について説明を受けました。掲載する図書につきましては、生活していく中での様々な教訓が書かれている、様々な場面を取り上げている、文字の大きさ、イラストが分かりやすいなどの説明がございました。掲載しない図書はありませんでした。

委員からの意見としましては、沖縄の文化に触れた内容のものについては、沖縄の文化について補足説明をする必要があるということです。もう1点が、年齢が明記されている図書については、発達段階に応じて適切に使用していることを校長会などで再度確認して、保護者にも丁寧に説明していく必要があるという意見がありました。

審議の結果、道徳については掲載予定図書が3点、掲載しない図書がゼロ点ということで、調査研究資料として適切と判断しました。以上で報告を終わります。

**【会長】** どうもありがとうございました。3分科会から御報告を頂きました。

これから答申についての審議に入りたいと存じますけれども、ただ今の各分科会の審議報告を受けまして、何か御意見がございましたらお話をいただければというふうに思っております。

濱田委員、いかがでしょうか。

**【濱田委員】** しっかり調査していただいて、委員たちの議論も割と明確に進められたかなと思います。年齢の記載に関しては、保護者の方たちにきちんと理解していただけるように、どうしてこの教科書を使っているのかということがちゃんと伝わるようにということですとか、あるいは我々のところは家庭科等を扱いましたけれども、道具の利用方法だとか、そういう記載のない部分についても障害のある子たちが安全に扱えるようにということについてきちんと議論ができて、そういうことを配慮していく必要があるということになりました。

また、道德のところでも、文化的背景ということだとか必要な配慮事項について皆さんで同意ができましたので、割と円滑でスムーズな議論ができたかなと思いました。以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

中西委員、いかがでしょうか。

**【中西委員】** 私は第1分科会に出席させていただきました。主に知的障害の子供たちの障害特性を踏まえながら、内容はもちろんなのですが、使用に当たっての構成上の工夫、特に表記や表現、知的障害の子供たちが使える耐久性等に関してもしっかりと調査をされていると思いました。

また、先ほども年齢等の表記がありまして、そういったところは十分に保護者の方に御理解をいただくということがあるのかなと思うのですが、そもそも一般図書ですので、教科書用に作られているわけではないので、その部分はその他のところの使用に当たっての配慮をしっかりと踏まえて、配慮を持って使用するということが十分に子供たちが学ぶ教科書として使用できる調査になっているのかなと思いました。

区市町村や特別支援学校、特別支援学級が採択をしていく参考資料として、適当かと判断をいたしました。以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

島野委員、いかがでしょうか。

**【島野委員】** 私は第3分科会のほうに参加させていただきました。

先ほど来御意見が出ているように、年齢の明示がされているということが本人にとって、そして保護者の方にとっても、例えば中学生でありながらこの年齢が書かれている本を手にしたときに学習意欲が湧いてくるかということ、なかなか難しいところがあると思います。その辺を十分に、発達段階に応じて指導していくというところの説明が必要であることを感じました。非常に有意義な話し合いだったと思います。

【会長】 ありがとうございます。

宮田委員、いかがですか。

【宮田委員】 ほかの委員の方からも出ているところで、第2分科会に参加させていただきましたが、やはり表記ですね。小学生の何々とか、そういうものが書かれているところについてどうなのかということが主に出ておりました。あと英語のところでは片仮名表記が発音に入っていることとか、そういうところなども出ておりました。

お話しさせていただく中でいろいろな視点も出ていましたので、内容的には非常に良く審議できたかなと思っております。

【会長】 ありがとうございます。

保護者のお立場からの御意見も頂きたいのですけれども、有吉委員、いかがでしょうか。

【有吉委員】 保護者の立場からということで、私も第3分科会に出席させていただいております。先ほどもお話をしてくださっていますけれども、発達段階に応じた教科書ということ、その年を数字で実際に見ると、保護者はショックを受けてしまいますし、何で、こういうことを求めて来たんじゃないんだよと思ってしまう保護者もいるという事実をお話しさせていただきました。

話せば、説明があれば分かることなので、そこを丁寧にしていただくことで、ちょっとした不信感につながらないように。すごくもったいないことだと思いますので、そこだけお話しさせていただきました。失礼いたしました。

【会長】 ありがとうございます。

小林委員、いかがでしょうか。

【小林委員】 私は第1分科会のほうに参加をさせていただきました。

先ほど来皆様がおっしゃられているように年齢の表記のところでしたり、書かれている内容について適切なのか、適切ではないのかというところは十分に議論できたかなと思っております。以上です。

【会長】 ありがとうございます。特に御意見をまとめるものではございませんので、それぞれの御意見を事務局のほうで受け止めていただければと思っております。

今日の御報告の中でも、書写で、例えば不適切な絵があつて適切とはしないとか、あるいは生活のところでは全盲を対象にしているので適切ではないというような、このあたりのところも教科書としてというのを私たちもう一度確認をさせていただきたいと思います。

中西委員のほうからもございましたけれども、一般図書としてということではなくて、教科書としてはどうかという視点で見ていただいたということで整理させていただきたいなど

思っております。

ありがとうございました。様々な皆様の御意見を勘案いたしますと、全体としては一般図書の調査研究資料（案）は適切であるという御意見かと判断させていただきますけれども、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、全体を通して何か御意見があれば、それも加えて答申したいと思えますけれども、御意見とか御質問とかはないでしょうか。

では、私から。これは付け加えてほしいということでもなくて、意見として事務局の方でちょっと受け止めていただければと思います。この一般図書の調査研究資料は、どうしても偏りが出てしまう。つまり、何を申し上げたいかという、47ページにあるように、英語だといわゆる発達段階Aの対象となることのできるような一般図書は、現時点で数が非常に少ないですね。何か手段というものがあれば、バランスのとれた一般図書が他の教科書のようにあるといいなということを思いました。

もちろん学校の方からこれを教科書でということも出てくると思うのですが、英語もやっぱり英語活動があり、教科活動がありというところで、これから何か東京都全体でそういう資料も発掘できていくといいなと、ちょっと願いの部分でお話しさせていただきましたので、追加してほしいわけではございません。

それでは、よろしいでしょうか。これらの資料が今後、採択に当たっての重要な資料として活用されるということで御説明も受けております。事務局から文言、表現といったこともまた改めて十分精査をしていただいて、最終的な資料として完成させていただくように、この場で事務局に改めてお願いをさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

よろしく願いをいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

次第にありますとおり「令和5年度使用教科書採択資料についての審議」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、資料5について御説明をいたします。資料5を御用意いただければと存じます。

まず表紙を1枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。令和5年度に使用する教科書の採択が必要なものについて、それぞれのページに説明してございます。

まず、1ページをお開きください。文部科学省検定済教科書についてでございますが、

「前回採択時と同一の教科書を採択する必要があるもの」と書いてございます。都立小学校で使用する教科書は、令和4年度に開校することに伴いまして、令和3年度に採択を行いました。また、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書は令和2年度に採択しました。

こちら、2ページをお開きいただければと思います。都立特別支援学校（小学部）は令和元年度、都立特別支援学校（中学部）は令和2年度というふうに、それぞれ別に記載されておりますように採択替えを行っております。いわゆる無償措置法及び同施行令によりまして、通常4年間は同一の教科書を採択することとなっております。例外といたしましては採択している教科書の発行がされなくなった場合ですとか、新たに検定に合格した教科書がある場合などがございますが、今年度はそれらに該当するケースがございませんでしたので、継続して同じ教科書を採択することとなります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。都立小学校につきましては、小学校用教科書の使用期間でございます令和2～5年度の途中の令和4年度に開校しているということから、先ほど申しました4年間ではなく、これも法令の規定によりまして令和4～5年度の2年間については同一の教科書を採択することになります。

資料の3ページから7ページのところに、採択替えをしたときの教科書を一覧にしております。こちらが来年度引き続き採択をする教科書の案ということでございます。

続きまして、8ページをお開きください。Ⅱとして、文部科学省著作教科書とございます。こちらは都立特別支援学校の小学部・中学部で使用します、点字版教科書などの文部科学省著作教科書とございます。ここでは文部科学省発行の特別支援学校（小学部・中学部）用教科書目録に登載されております、文部科学省著作教科書の全てを障害種別、小・中学部別に採択案として一覧にしております。

9ページから14ページまでが視覚障害者用〔点字版〕の文部科学省著作教科書の一覧、15ページが聴覚障害者用の文部科学省著作教科書の一覧、16ページが知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧になってございます。

続きまして、17ページをお開きください。学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書、絵本などのいわゆる一般図書につきましては、毎年度採択替えを行うことになってございます。視覚障害のある児童・生徒のために作成されました、文部科学省検定済教科書を原典とした点字版の一般図書を18ページに、拡大版の一般図書を19ページから23ページまでに記載をしてございます。こちらは昨年度中に文部科学省から通知があったものを参照してございます。

なお、採択期限後に、検定済教科書を原典とする点字版や拡大版の一般図書が新たに発行されました場合には、当該図書について追加で採択をしていく必要がございます。

最後に、24ページをお開きください。ここから最終の48ページまでが知的障害特別支援学校用並びに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校における知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧でございます。

この中で網掛けになっている部分がございますが、こちらの図書が今回、全体会で御審議をいただき、御了承いただきましたそれぞれの図書でございます。これらを追加して、全体として1つの調査研究資料といたします。これらの一覧を来年度、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する一般図書の採択案とするということでございます。

御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。令和5年度使用教科書採択についてということで御説明いただきましたけれども、何か御意見はございますでしょうか。

御意見がなければ、御異議がないということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、今回の答申の案文について、私と副会長と事務局を交えて取りまとめたいと思います。その間、一旦休憩に入らせていただきたいと思います。会議再開後、作成した答申（案）に基づいて審議をしたいと思います。

管理課長、よろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。それでは、約15分の休憩とさせていただきます。今26～27分ぐらいだと思いますが、とりあえず4時40分再開ということでよろしいでしょうか。

では、4時40分再開で、それまで休憩とさせていただきます。よろしく願いいたします。

—————（ 休 憩 ）—————

【会長】 それでは、審議を再開します。これまでの議論を踏まえまして、副会長と相談し、今回の答申（案）を作成いたしました。その案文について、事務局から配付をしていただきます。

【管理課長】 それでは、答申（案）を配布させていただきます。こちらにつきましては、審議会の委員の皆様のみへの配付とさせていただきます。答申文につきましては、明日、東京都教育委員会ホームページに掲載いたしまして、公表する予定になっておりますので、よろ

しくお願いいたします。では、お願いします。

(答申(案)配布)

それでは、読み上げさせていただきます。

令和4年5月30日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口豊隆

教科書調査研究資料及び令和5年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について(答申)

令和4年4月21日付けで諮問のあった、教科書調査研究資料及び令和5年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について、下記のとおり答申します。

#### 記

- 1 「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料(学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書(一般図書))」は、調査研究資料として適切であると認められる。  
東京都教育委員会は、教科書の採択に当たり、これを活用するとともに、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。
- 2 「令和5年度使用教科書採択について(教科書採択資料)」は、令和5年度に都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部)で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。
- 3 東京都教育委員会は、上記1及び2の資料を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

この答申（案）について、何か御意見などいただきたいと思います。特に御意見がなければ、御異議がなければ、この内容のとおり答申をいたしますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、資料の細かい文言あるいは表現などにつきましては事務局に今一度精査していただき、修正などについてもしあれば、会長の私に一任させていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、この答申（案）を本審議会の「答申」として決定をさせていただきます。

それでは、答申させていただきます。諮問事項2「教科書調査研究資料」及び3「令和5年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）」について、教育委員会に答申することといたします。よろしく願いをいたします。

—————（会長から部長へ答申の受渡し）—————

【指導部長】 確かに承りました。

### **事務連絡・教育委員会挨拶・閉会**

【会長】 それでは、事務局から連絡事項をよろしく願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。事務連絡を申し上げます。

本日御答申いただきました調査研究資料（案）及び採択資料（案）につきましては、本日頂いた御意見等の趣旨を踏まえまして、必要に応じて事務局において所要の修正を行った上で、これを都教育委員会に報告をさせていただきます。

調査研究資料につきましては、都教育委員会に報告後に、東京都教育委員会ホームページに掲載するとともに、区市町村教育委員会など、他の採択権者への助言等としてお知らせを

する予定でございます。

また、都教育委員会といたしましては、都立学校で使用する教科書の採択を行ってまいります。採択に関する都教育委員会は、7月下旬に開催される予定でございます。教育委員会で採択が決まりましたら、委員の皆様にはお知らせをいたします。

最後に、本日の資料についてでございます。参考として机上に配付させていただきました令和3～4年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）につきましては、そのまま机上に置いていただければと存じます。事務局からは以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、最後に東京都教育委員会から閉会の挨拶をお願いいたします。

**【指導部長】** 本日は長時間にわたりまして、数多くの資料について御審議いただき、答申を頂戴いたしました。厚く御礼を申し上げます。本日いただきました答申につきましては、来月開催の東京都教育委員会に報告をいたしてまいりたいと存じます。

委員の皆様には4月から2回にわたりまして、採択方針や各種の調査研究資料、そして採択資料につきまして、慎重かつ熱心に御審議いただき、貴重な御意見を頂いてまいりました。都教育委員会といたしましては、頂いた答申を踏まえ、来年度に使用する教科書を適正に採択すると共に、区市町村教育委員会など、他の採択権者におかれましても適切な採択が行われますよう、指導、助言又は援助をしてまいります。

本日をもって、今年度の本審議会の会議は終了とさせていただきます。委員の皆様これまでの御尽力に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き東京都の教育行政について御理解、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**【会長】** どうもありがとうございました。

これをもって、会議を終了させていただきます。本当にお疲れさまでした。お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。